

令和8年度エイジフレンドリー補助金の実施について

厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害防止を促進するため、昨年度に引き続き、令和8年度においても「エイジフレンドリー補助金」を実施することとし、また、当該補助金の実施に際して従前の「エイジフレンドリーガイドライン」に替わる新たな指針「高齢者の労働者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」（令和8年2月策定）及び「令和8年度エイジフレンドリー補助金」に関するリーフレットを改めて作成した旨の通知がございましたので、下記によりご案内いたします。

なお、本年度は熱中症対策コース及びコラボヘルスコースを除き、職場環境改善や運動指導等は2段階制の「専門化総合対策コース」として一本化するとともに、リスクアセスメントの実施を必須とし、「専門家総合対策コース」の第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）の申請受付期限は8月末日、第2段階（運動指導等の取組）の申請受付期限は10月末日となる旨、下記の厚生労働省HPに掲載されております。

記

○厚生労働省HP

エイジフレンドリー補助金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

○高年齢者の労働災害防止のための指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001654297.pdf>

○リーフレット

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001488063.pdf>

○令和8年度エイジフレンドリー補助金Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001487042.pdf>